

第7回農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月27日 午前9時00分
- 2 開催場所 フォレストピア森林交流館 大会議室
- 3 出席委員 16名

会長	1番	緒方武重	会長代理	2番	畦池 港
農業委員	3番	藤本光男	農業委員	4番	興梶信子
農業委員	5番	米倉浩幸	農業委員	6番	松本さとみ
農業委員	7番	太田保義	農業委員	8番	黒木優子
農業委員	9番	渡邊 孝	農業委員	10番	山森公喜
推進委員	1番	藤田忠義	推進委員	2番	甲斐梅男
推進委員	4番	坂本建吾	推進委員	5番	田中幸伸
推進委員	7番	鈴木政治	推進委員	8番	田中春男
- 4 欠席委員 2名

推進委員	3番	廣本 隆	推進委員	6番	飯干浩一
------	----	------	------	----	------
- 5 議事内容
 - 議案第16号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第17号 非農地証明の承認について
 - 議案第18号 耕作放棄地調査に伴う非農地の判断について

事務局長	ただ今から第7回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に8番と10番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第16号農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第16号について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	渡人は町内地区Aの方、受人は町内地区Bの方になります。対象地は町内地区Bから町内地区Aに向かう途中のカーブのところにある農地です。受人が対象地は20年以上耕作しておりますが、地籍調査が入った際に名義が変わっていないことがわかり、今回の申請に至った模様です。特に問題はないかと思われまのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では、承認とします。続いて議案第17号非農地証明の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第17号について説明後) なお、申請地については近隣の方などに確認したところ、耕作されなくなってから50年経っており、農地があったことを知らない方もいらっしゃいました。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
鈴木委員	具体的に場所はどこになるんですか。
事務局	町民AさんやBさんの家の裏の山のところになります。写真右下にAさんとBさんの家が写っております。
議長	他にはないでしょうか。特になければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では、承認とします。続いて議案第18号非農地判断の承認について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第18号について説明後) なお、本案件につきましては昨年12月と

	同様、農業委員会による農地性の有無を判断するものとなっております。
議長	事務局より提案のあった本件について質問のある方はいますか。
太田委員	所有者には確認をとっているのでしょうか。
事務局	今回は農地を確認し、農地性がないと判断されれば、その意見を持って所有者に話をする予定にしております。
太田委員	まず所有者に意向を確認するのが先ではないでしょうか。今回の判断をしてしまえば、今後耕作したいと思っていても農地から外れてしまうことになるのでは。
畦池委員	今回のそもそもの判断は誰が行ったのでしょうか。農地相談員と一緒に回ったときは現地は確認したけれど、その農地の判断までは行っていませんが。
事務局	今回は農地相談員に案内してもらい、農地を見たくて事務局で判断しました。今回挙げているものは耕作に供するためには相当手があるもの、または災害に遭っており今後耕作に供することはないのではと思われるものを挙げております。当然農地の真ん中にある農地やちょっと手を入れれば耕作できるようなところは外しています。
太田委員	ではなおのこと所有者の意向が大切になるのではないのでしょうか。
鈴木委員	けど確かにうちの地区でも完全に山になっているところもあり、所有者が登記をするのを待っていてはいつまでたっても整理が終わらないのではと考えますが。
太田委員	それでもまずは意向を確認すべきと考えます。
事務局	今回が実質初めてだったこともあり、やり方がまずい部分を指摘いただいたので、今後は各地区の委員さんにもご協力いただき意向を確認したうえで上げさせていただきたいと考えますがいかがでしょうか。ただ、今回挙げているものは本当に今後耕作に供される見込みがないものを挙げておりますので、今回の分についてはご承認いただきたいのですが。
議長	では今回は本案件のやり方について意見も多々ありましたが、今後はまたやり方を検討するとのことですので、事務局提案のものについて承認される方は挙手願います。
甲斐委員	一点だけよろしいですか。災害に遭って耕作できないと判断した農地については先日所有者が重機を入れて復元しておりますが。
事務局	私が現地確認を行ったのは9日前くらいですが。
甲斐委員	ほんの2、3日前に手を入れてました。
事務局	それではその1件を除いた他のものについてはご承認いただきたいのですが。
甲斐委員	そこ以外は確かに耕作される見込みはないと思います。
議長	では今話のあった1件を除き採決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。ほかには何かなかったでしょうか。
事務局	以前農地法第3条において所有権移転のあった案件で、現地が現在農地性を有しておらず、本来であれば非農地判断を行ったうえで所有権移転を行えばよかったのですが私の確認不足で大変申し訳ないです。つきましては一度3条による許可を取り消したうえで再度非農地判断を行うつもりだったのですが、農地法に3条移転後すぐに非農地判断を行ってはいけないとの記載はないため、通常であれば一定期間耕作してもらわないといけませんが、今回だけ特例で承認いただけないかと提案します。
鈴木委員	現地確認したら農地ではなかったのか。
事務局	1筆が2段になっており、下の段は原野、上の段は山林です。また、川のそばであり、先日の台風の際にも水が上がっており、今後も耕作するのは難しいとのことです。
太田委員	現地確認を行っていなかったのですか。

事務局	今回の件については事後的に確認を行いました。こちらのミスで申し訳ありません。
議長	では本案件について議決を取ります。承認される委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の案件は以上となります。
事務局長	以上を持ちまして、第7回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。お疲れ様でした。

議事録署名人_____

議事録署名人_____